

越美山地緑の回廊設定方針

平成 16 年 3 月設定(福井県、岐阜県)
平成 17 年 3 月拡張(滋賀県)
令和 4 年 3 月一部変更

近畿中国森林管理局
(中部森林管理局)

越美山地緑の回廊設定方針

1 緑の回廊の位置及び区域

(1) 設定の目的

越美山地緑の回廊は、福井県、岐阜県と滋賀県の県境部に位置し、越美は旧国名(越前及び美濃)に由来した名称がつけられている。

緑の回廊は、九頭竜川、揖斐川、長良川と琵琶湖に注ぐ姉川の上流部高時川の水源であるとともに、有名な伝説のある夜叉ヶ池、熊野白山権現社を祀る能郷白山等、由緒ある地域でもある。

また、この地域では、国内希少野生動植物種のヤシャゲンゴロウ、国指定特別天然記念物のニホンカモシカ等の動物や、冠山に見られるような日本海側特有のブナ林、海拔 500mからブナ・ミズナラが優占的かつ広範囲に分布している上谷山等、これまで保護・保全されてきた。

国有林は、脊梁部を中心に約2万7千ha存在し、それを管理する近畿中国森林管理局及び中部森林管理局では、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため、自然環境の維持、野生生物の保護等を目的とした保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

また、平成5年に発効した、生物の多様性の保全とその持続的利用のための国際条約「生物の多様性に関する条約」の締結国の一員として、「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成24年策定)に基づき、積極的に取り組むことが必要である。

このような状況を踏まえ、野生生物種や植物群落の保全・保護を目的に設定している保護林を結ぶことで、野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すための緑の回廊を設定し、より広範で効果的な森林生態系の一層の保護・保全に資することとする。

(2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

- ① 越美山地周辺に位置する国有林に設定する。
- ② 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものになるよう設定する。
- ③ 保護林間を連続的に連結することを基本とするが、必要に応じて不連続な形状も可能とする。
- ④ 民有林との連携も考慮する。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

(2)により概定した位置及び区域に対し、次の事項を勘案して選定する。

- ① 緑の回廊は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相、地形等を考慮し、出来る限り連続して設定する。
- ② 農林業、地場産業等への影響も十分配慮する。
- ③ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- ④ 貸地等で既存の権利が設定されている林小班については、既存の権利を優先させる。
- ⑤ 緑の回廊周辺の民有林で、緑の回廊と一体的に扱うことにより設定効果が增大すると考えられる箇所については、設定の趣旨及び影響等の理解を求め、緑の回廊への参加を働きかける。

(4) 着目する野生生物種

- ① 森林生態系を構成する多様な生物種全てを対象とし、生物多様性の維持を図る。
- ② 夜叉ヶ池に生息するヤシャゲンゴロウは、当該地域における固有種であることを踏まえ、生息域で人為的にかく乱が生じないように取り組む。
- ③ その他着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲

げる事項等に留意する。

(5) 緑の回廊の幅と長さ

緑の回廊の幅は、森林生態系全体に着目するという点から、その森林の林相等を勘案し、出来る限り広く設定し、多様な生物種の移動経路を確保する。

また、緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保する。

(6) 緑の回廊を設定する林小班

別紙のとおり。

2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう次により維持、整備を適切に実施する。また、実施箇所の選定や時期については、貴重な野生生物の生息などに影響ができるだけ生じないよう配慮する。

(1) 伐採に関する事項

① 天然林については、森林生態系を維持するため、適切な施業を実施する。

② 人工林については、現況がすぎ、ヒノキの育成単層林である場合は、原則として育成複層林施業を実施する。

もしくは、やや疎仕立ての密度管理により下層植生及び下層木を生育させるとともに、必要に応じ択伐等を実施し、現地の本来の植生による広葉樹の混交した林分を造成する。

③ 営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上、危険がないものは保残する。

④ 餌場の確保など必要な場合には、小規模な伐採を行う。

(2) 更新・保育に関する事項

① 更新

稚幼樹の発生状況などに留意し、必要に応じて採餌木の植栽を行うなど、それぞれの林分の状況に合わせた施業を行う。

② 保育

人工林の下刈や除伐の実施に際しては、侵入木や下層植生の保残育成に努める。

また、ヤマブドウ、アケビ等野生動物の餌となる植物については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努める。

3 緑の回廊の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

① 巡視

野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者等に対する普及啓発に努める。

また、野生生物の生態や、これまでの経緯をよく把握している地元住民の協力を得ることにより、住民参加による意識の醸成を図ることと併せ、より確実な巡視を行う。

② 林地開発行為等への対応

林地開発行為等については、緑の回廊の設定趣旨を踏まえ、原則として行わない。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、上記1の(4)「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して、慎重に対応する。

③ 動物との共生

野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に保護と被害防止の両立が図られるよう、関係機関と連絡を密にする。

④ 森林環境教育、体験学習等の場としての活用

野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国民への理解を深めるための

取組や森林環境教育の場としての活用を実施する。

また、緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、普及啓発のための看板の設置等を行う。

(2) 施設の整備に関する事項

緑の回廊及びその周辺において必要となる観察施設等の整備においては、その公益性について考慮し、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないように配慮する。

また、治山施設に関しては、国土保全上必要不可欠であることを踏まえ、野生生物の生息・生育環境に配慮しつつ実施する。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施する。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果、得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行うとともに、県、大学、研究機関等への情報提供に努める。

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施する。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生生物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、緑の回廊の整備・管理体制の充実に努める。

(2) 普及啓発

国有林における緑の回廊から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行う。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は、保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあつては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮する。

(4) 周辺民有林等との連携

生態系全体の広域的な保護・保全を図る意味から、今後のモニタリングの結果等を踏まえて、積極的に周辺民有林との連携を図る。

別紙 緑の回廊を設定する林小班

県	森林管理署	林 小 班
福井県	福井森林管理署	冠山国有林 1030～1032, 1033い, は～り, イ, 1034は～ち 1035, 1036 小沢国有林 1101～1119 秋生国有林 1055～1100 熊河国有林 1138～1142, 1178, 1183～1188, 1204～1212 温見国有林 1120～1123, 1145～1149, 1179～1182, 1194～1199, 1213 和佐谷国有林 1017～1021, 1168～1170 藤倉谷国有林 201～204 高倉国有林 250～253, 275～277 大河内国有林 256～262 美濃俣国有林 254, 255 岩谷国有林 225, 226, 238～241 242い, ろ, 243い, ろ, は, に, 244

県	森林管理署	林 小 班
滋賀県	滋賀森林管理署	上谷山国有林 547～522, 573い～は, に2, 574～577, 586い2～ニ, 587～589, 591い2～イ, 592い2～と, 593, 594

県	森林管理署	林 小 班
岐阜県	岐阜森林管理署	川上国有林 3001～3009 門入国有林 3014～3017 大河原国有林 3020～3022, 3026～3033 越波国有林 3034～3037, 3039は, に, へ, と, ち, 3040～3057

越美山地緑の回廊位置図

